

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月2日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第8号

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

静岡県立中学校学則（平成13年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
(中学校の名称、生徒定員及び所在地)					(中学校の名称、生徒定員及び所在地)						
第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。					第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。						
名 称	生 徒 定 員				所 在 地	名 称	生 徒 定 員				所 在 地
	第1学年	第2学年	第3学年	計			第1学年	第2学年	第3学年	計	
(略)					(略)						
静岡県立 浜松西高 等学校中 等部		(略)			静岡県立 浜松西高 等学校中 等部		(略)				
					静岡県立 ふじのく に中学校						磐田市中泉 1丁目6- 16
					三島教室						三島市文教 町1丁目3 -93
(入学)					(入学)						
第9条 (略)					第9条 (略)						
<u>2</u> (略) (入学資格)					2 前項の規定にかかわらず、静岡県立ふじのくに中学校の入学は、第11条に規定する入学願書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。						
					<u>3</u> (略) (入学資格)						
第10条 (略)					第10条 (略)						

(願書の提出)

第11条 入学志願者は、保護者（親権者又は後見人をいう。）と連署した様式第1号による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(編入学)

第15条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、保護者と連署した様式第4号による編入学願及び在学・成績等の証明書を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、静岡県立ふじのくに中学校に入学できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかった者（学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(2) 不登校その他の特別の事情により、義務教育段階における普通教育に相当する教育を十分に受けないまま中学校、義務教育学校、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者のうち再度中学校へ入学することが適当であると校長が認める者

(願書の提出)

第11条 入学志願者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者と連署した様式第1号又は様式第1号の2による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(1) 入学志願者のうち、未成年である者 保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）

(2) 入学志願者のうち、成年に達している者 成年に達しており、入学志願者の所在を確認することのできる者

(編入学)

第15条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者と連署した様式第4号による編入学願及び在学・成績等の証明書を校長に提出しなければならない。

(1) 編入学しようとする者のうち、未成年である者 保護者

(2) 編入学しようとする者のうち、成年に達している者 成年に達しており、編入学しよう

2 (略)

(転学)

第16条 都道府県が設置する他の中学校に転学しようとする者は、保護者と連署した様式第5号による転学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、様式第6号による転入学願及び成績証明書を転学先の中学校の校長に送付しなければならない。

3～4 (略)

(卒業証書)

第19条 校長は、中学校の全課程を修了したと認

とする者の所在を確認することのできる者

2 (略)

(休学)

第15条の2 静岡県立ふじのくに中学校の生徒

は、病気その他の事由により引き続き1月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者と連署した様式第5号による休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足りる書類を添えて校長に願い出ることができる。

2 校長は、前項の規定による願い出があったときは、1年以内の休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に1年を限度として延長することができる。

(復学)

第15条の3 静岡県立ふじのくに中学校におい

て、休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者と連署した様式第6号による復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第16条 都道府県が設置する他の中学校に転学しようとする者は、保護者と連署した様式第7号による転学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、様式第8号による転入学願及び成績証明書を転学先の中学校の校長に送付しなければならない。

3～4 (略)

(卒業証書)

第19条 校長は、中学校の全課程を修了したと認

めた者には、様式第7号による卒業証書を授与する。

(懲戒)

第21条 (略)

2 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 (略)

(入学検定料の納入)

第23条 (略)

第7章 雑則

(委任)

第24条 (略)

めた者には、様式第9号による卒業証書を授与する。

(懲戒)

第21条 (略)

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 (略)

4 停学は、学校教育法第18条に規定する学齢生徒に対してはこれを行うことができない。

(入学検定料の納入)

第23条 (略)

第7章 雑則

(成年に達している者に対する本規則の適用)

第23条の2 本規則に定める手続き（第11条に規定する願書の提出及び第15条に規定する編入学を除く。）のうち、保護者の連署が必要とされるものについて、成年に達している者が行う場合においては、特別の事情がある場合を除き、連署は要しないものとする。

(委任)

第24条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

	受付番号
--	------

入 学 願 書	
年 月 日	
静岡県立ふじのくに中学校長 様	
私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。	

志 願 者	(ふりがな) 氏 名	㊟ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)		
	生 年 月 日	年 月 日 生		
	現 住 所			
	入学後の予定住所			
	備 考			
保 護 者	氏 名	㊟ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)	志願者との 続 柄	
	現 住 所			
連絡先電話番号				

※成年に達している者にあつては、保護者の項に代わり、以下の項に、志願者の所在を確認することのできる他の成年に達している者を記入するものとする。

氏 名	㊟ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)	志願者との 続 柄	
現 住 所			

連絡先電話番号	
---------	--

様式第2号及び様式第3号中「静岡県立 高等学校中等部校長」を「静岡県立校長」に改める。

様式第4号中「静岡県立 高等学校中等部校長」を「静岡県立 校長」に、

「

理由 (具体的に書くこと。)	
-------------------	--

を

」

「

理由 (具体的に書くこと。)	
-------------------	--

※成年に達している者にあつては、保護者の項に代わり、以下の項に、編入学をしようとする者の所在を確認することのできる他の成年に達している者を記入するものとする。

に改める。

氏名	④ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)	志願者との続柄	
現住所			
連絡先電話番号			

」

様式第5号及び様式第7号中「静岡県立 高等学校中等部校長」を「静岡県立校長」に改める。

様式第7号を様式第9号とし、様式第6号を様式第8号とし、様式第5号を様式第7号とし、様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第15条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

休学願

年 月 日

静岡県立ふじのくに中学校長 様

第 学年

氏名 ㊟

保護者 住所

氏名 ㊟

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

次のとおり休学したいので許可されるようお願いいたします。

記

- 1 期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 理由（具体的に書くこと。）

様式第6号（第15条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

復学願			
			年 月 日
静岡県立ふじのくに中学校長 様			
			第 学年
			氏名 ㊟
			保護者 住所
			氏名 ㊟
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)			
次のとおり休学しましたが復学したいので、許可されるようお願いします。			
記			
1 期間	年	月	日から
	年	月	日まで
2 理由（具体的に書くこと。）			

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項、第10条第2項、第11条及び第23条の2の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の静岡県立中学校学則（以下「旧学則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県立中学校学則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- この規則の施行の際、現に旧学則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

